

起債に ついて

左記の通り起債するものとする。

記

一 起債金額 一金五拾萬圓也

一 起債目的 昭和二十八年公共土木災害復旧事業

一 貸入先 郵政省簡易保険局

一 借入利率 年八分以内

一 借入時期

一 償還方法

一 償還財源

昭和二十八年年度但し工事又は既政の都合により起債の全部又は一部を翌年度にありて繰起して借入れることができる。

昭和三十年年度より五年以内償還き兩府拾五年以内の毎二年間郵政省にありては同省の定めるところによる元利均等償還により償還するものとする。

但し財政の都合により繰上償還をし又は償還年限を短縮し若しくは低利債に借換えることができる。 税收その他一般財入

昭和三十年三月十二日提出 三朝町長 坂 野 康 雅
昭和三十年三月十一日議決 三朝町議會議長 天 野 康 雅

原案可決

